

1. EU諸国向けヒノキ属、ビャクシン属、ゴヨウマツ及びクロマツの盆栽の輸出検査の概要

欧州連合（EU）は、統一的に多くの針葉樹植物の日本からの輸入を禁止しているが、ゴヨウマツ、クロマツ、ビャクシン属及びヒノキ属盆栽に限り特別の条件付きで輸入を認めており、EU加盟の輸入国による個別要求がない場合、以下の栽培地検査及び輸出検査に合格したものだけが輸出できる。なお、栽培地検査は、少なくとも輸出前の連続した2年間に於いて1年に6回以上実施し、植物防疫官は輸出検査に際し、当該盆栽が2年以上登録ほ場で管理されたことを、提出書類及び各盆栽に付けられた標識により確認する。

1. 検査合格基準

(1) 栽培地検査（生産地で生育途中に行う検査）

ア. 土壌や有機物が含まれていない未使用の鹿沼土等の培養資材又はくん蒸や熱処理を行った欧州連合の検査対象病害虫の付着のない培養資材に植えられ、かつ、当該培養資材に病害虫の混入がないよう管理されていること。

イ. 別表の病害虫の発生がないこと。

ウ. 各盆栽に標識が付けられていること。

エ. 地上50cm以上の高さを有する棚の上または植物残渣などが無いよう管理されたコンクリートの床上に置かれ、センチュウ類が侵入できないよう栽培管理されていること。また、盆栽に使用される水は、欧州連合の検査対象病害虫の混入のおそれがないものであること。

オ. ゴヨウマツ、又はクロマツがこれ以外のまつ属に接木された盆栽にあつては、台木に病害虫の発生や付着が見られず、ヒコバエの発生がないこと。

カ. ビャクシン属盆栽にあつては、申請ほ場の周辺に植栽されているカナメモチ属、サンザシ属、ナシ属、ビャクシン属、ボケ属、カリン属及びリンゴ属植物に、下記の病害虫の発生がないこと。

Aschistonyx eppoi タマイブキノタマバエ

Gymnosporangium spp. さび病

Oligonychus perditus ビャクシンハダニ

Popillia Japonica マメコガネ

(2) 輸出検査（海空港で行う検査であるが、集荷地で行うこともある。）

ア. 各盆栽に、下記の標識が付けられていること。

〇〇-〇〇-〇〇

担当植物

防疫所 植付年 生産者番号

記号

注) 1. 標識は、耐久性のある材質であること。

2. 文字が容易に消えないように記載すること。

3. 担当植物防疫所記号は、次のとおりとする。

横浜植物防疫所 : Y又はH

名古屋植物防疫所 : N又はG

神戸植物防疫所 : K又はB

門司植物防疫所 : M又はJ

名は植物貿易事務所 : O又はW

イ. 登録ほ場から輸出港への輸送に当たっては、病害虫の適切な再汚染防止措置が取られていること。

ウ. 別表の病害虫が発見されないこと。

エ. 輸出前14日以内に、培養資材に対して適切な消毒が実施されていること、又は育成に用いられた培養資材が全て除去された上で必要に応じ土壌や有機物が含まれていない未使用の鹿沼土等の培養資材又はくん蒸や熱処理を行った欧州連合の検査対象病害虫の付着のない培養資材に植え替えられていること。

オ. 輸出用梱包材には、登録ほ場番号が付されていること。

カ. 盆栽には、アザミウマを対象とした消毒が適正に実施されていること。

別表 検査で特に注意する病害虫

ゴヨウマツ	<i>Bursaphelenchus xylophilus</i> <i>Coleosporium paederiae</i> <i>Crisicoccus pini</i> <i>Cronartium kurulense</i> <i>Cronartium quercuum</i> <i>Dendrolimus sibiricus</i> <i>Dendrolimus spectabilis</i> <i>Dendrolimus superans</i> <i>Monochamus</i> spp. (non-European populations) <i>Pissodes nitidus</i> <i>Popillia japonica</i> <i>Pseudocercospora pini-densiflorae</i> <i>Thecodiplosis japonensis</i> その他、欧州連合に発生していない病害虫として、欧州連合規則において措置の対象となっている検疫対象病害虫	マツノザイセンチュウ 葉さび病 マツノコナカイガラムシ 発しんさび病 こぶ病 ツガカレハ マツカレハ ツガカレハ（ロシア個体群） EU未発生のヒゲナガカミキリ属 マツキボシゾウムシ マメコガネ 葉枯病 マツバノタマバエ
クロマツ	<i>Bursaphelenchus xylophilus</i> <i>Coleosporium asterum</i> <i>Coleosporium phellodendri</i> <i>Crisicoccus pini</i> <i>Cronartium orientale</i> <i>Dendrolimus sibiricus</i> <i>Dendrolimus spectabilis</i> <i>Dendrolimus superans</i> <i>Dothistroma septosporum</i> <i>Fusarium circinatum</i> <i>Monochamus</i> spp. (non-European populations) <i>Pissodes nitidus</i> <i>Popillia japonica</i> <i>Pseudocercospora pini-densiflorae</i> <i>sirex nitobei</i> <i>Thecodiplosis japonensis</i> <i>Urocera japonicus</i> その他、欧州連合に発生していない病害虫として、欧州連合規則において措置の対象となっている検疫対象病害虫	マツノザイセンチュウ 葉さび病 葉さび病 マツコナカイガラムシ こぶ病 ツガカレハ マツカレハ ツガカレハ（ロシア個体群） 赤班葉枯病 漏脂胴枯病 EU未発生のヒゲナガカミキリ属 マツキボシゾウムシ マメコガネ 葉枯病 ニトベキバチ マツバノタマバエ ニホンキバチ
ビャクシン属	<i>Aschistonyx eppoi</i> <i>Gymnosporangium</i> spp. <i>Oligonychus perditus</i> <i>Popillia Japonica</i> その他、欧州連合に発生していない病害虫として、欧州連合規則において措置の対象となっている検疫対象病害虫	タマイブキノタマバエ さび病 ビャクシンハダニ マメコガネ
ヒノキ属	<i>Popillia japonica</i> その他、欧州連合に発生していない病害虫として、欧州連合規則において措置の対象となっている検疫対象病害虫	マメコガネ